

1 概要

「IoT推進コンソーシアム データ流通促進ワーキンググループ カメラ画像利活用サブワーキンググループ」における議論をまとめた「カメラ画像利活用ガイドブック（案）」について、経済産業省ホームページ及び電子政府の総合窓口を通じ、平成28年11月16日（水）～12月15日（木）までの間、幅広く国民より意見募集を実施。

2 意見提出

【総数】 **33件**

【分類】

全体23、用語の定義2、適用対象2、配慮事項3、別途検討課題2、その他1

※「全体」には1件で複数項目コメントしてるものを含む

【提出者内訳】 事業者6、団体15、大学1、個人（無記名含む） 11

※「団体」は法律事務所からの15名での連名提出

意見No.	項目	寄せられた主な御意見の概要	御意見に対する考え方
1	全体	ガイドブックに記載された配慮事項については事業者へ強制するものではないとされている。 しかし、本来配慮事項に記載されている内容は法律で規制すべきものであり、その点を置くとしても事業者への参考的な位置付けに過ぎないとなると、事業者に配慮事項が徹底されるかは疑問であるから、少なくとも事業者に配慮事項の遵守を求めるような位置付けとすべきである。	本ガイドブックは、個人情報保護法等関係法令を遵守する事業者が配慮すべき事項を整理したものです。事業者へ強制するものではありませんが、ガイドブックを基に、事業者の業界・業態に応じた利活用ルールの設定が期待されます。
2	全体	ガイドブック全体について、対応例などについて脅威脆弱性の記述をすべきである。何かを守らなければいけないのであれば、その原因を明確にする必要があるが、記述がない。	配慮事項の「4.1基本原則」において「リスク分析を実施すること」と記載されています。
3	全体	総合してであるが、この様なガイドラインは国民・市民へのセキュリティ面の攻撃機会を探る事を許すためではなく、国民・市民を守るためのものであるはずなので、問題点がある場合は随時対策を打っていただきたいと考える。	本ガイドブックは、事業者によるユースケース等の情報を参考に、配慮事項等の検討を重ねたものです。このため、これが最終版ということではなく、ユースケース等の検討を積み重ね、カメラ画像の利活用を更に促進するよう、ガイドブックの改訂を図っていくこととしております。
4	全体	カメラにより撮影された画像であって、個人を識別できるものは個人情報であるはずなのに、改正個人情報保護法に関する議論が足りていないのではないかと。カメラにより撮影された画像であって、個人を識別できるものは個人識別符号であるはずだし、12ページの加工において匿名加工情報に触れるべきだし、12ページの加工であっても、元データと照合できる状態であれば、十分に処理済みとは言えずこの解説は誤りであるし、オプトアウトや第三者提供、越境移転に触れていないのにも大いに問題がある。また、経済産業分野の個人情報保護のガイドラインのパパコメ版よれば、全てのサーバーにペネテストとクラウドwafを導入することが求められているが、このガイドラインには出てこない。そもそも、パパコメ結果はいつ公表されるのか。全体的にもう少し、内容を煮詰めてから出し直すべき。	本ガイドブックは、関係法令の解釈そのものについての議論・整理ではなく、個人情報保護法等関係法令を遵守する事業者が配慮すべき事項を整理したものです。このため、法令遵守が前提となっております。
5	全体	肖像権、著作権、データ流通(売買)に関する基本原則が必要では？	本ガイドブックは、関係法令の解釈そのものについての議論・整理ではなく、個人情報保護法等関係法令を遵守する事業者が配慮すべき事項を整理したものです。このため、法令遵守が前提となっております。
6	全体	個人情報保護法への適合性を図るための検討として、事前告知文や通知文などが例示されているように見える。 しかしながら、京都府学連事件判決(最高裁1969年12月24日付判決)によれば、何人も、承諾なしにみだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有する。 従って、個人情報保護法においては、収集する個人情報の利用目的を明示しているから問題なし(適法)と判断される場合であっても、収集される個人情報が個人の肖像や姿態である場合には、制限される肖像権を上回る正当な利益が存在しない限り、不法行為(民法709条)が成立する可能性がある。 例えば、店舗の店外に向けたカメラや、準公共空間に設置されるカメラにおいては、相当多数の通行人や客等の肖像権を侵害することになる。 このような場合、カメラの設置には、これらの対象者の肖像権を上回る正当な利益の存否が問題となり、本ガイドブックの適用対象からは、防犯目的のものが除外されているから、単なる店舗のマーケティング等営業上の利益だけでこれを満たすのかについては疑問があり、裁判例では、公的な利益(例えば政治家等公人の報道価値など)を要求されているものが多い。 制限される肖像権を上回る正当な利益を欠く場合に、違法としている裁判例は多数存在する。 ガイドブックを見た民間事業者が、例示されている事前告知等により不法行為が成立する余地がないと誤解するおそれがあるようであれば、本ガイドブックが公表されることは、結果として公権力が不法行為を奨励することとなりかねず、妥当性を欠く。 肖像権への配慮を十分に行う内容とされるべきである。	本ガイドブックは、個人情報保護法や民法等関係法令を遵守する事業者が配慮すべき事項を整理したものです。法令遵守が前提となっております。
7	全体	設置基準についての記載がないが、肖像権侵害との関係での正当な利益が必要であることを設置者が十分理解できるよう記載すべきであり、裁判例等に照らしても適法とは言いがたい事例(上記、店舗外に公道に向けたカメラや、準公共空間に設置されたカメラ)を例示するのはふさわしくない。 また、設置することが許容される場合であっても、①プライバシー権侵害を最小限に抑えるよう設置場所を選定すべきことや、②カメラの利用目的のために必要な程度を超えない精度のカメラを選定すべきこと等も知らされるべきである。	本ガイドブックは、個人情報保護法等関係法令を遵守する事業者を対象としております。このため、カメラの設置についても、関係法令が遵守されることとなります。
8	用語の定義	5ページ図表1のNo.2用語の定義「生活者」について、生活者という表現は一般的ではなく違和感があるため、被写体および非被写体とすべき。	本ガイドブックでは「生活者」について、用語を定義した上で統一して記載しております。
9	用語の定義	「2. 本ガイドブックにおける用語の定義」について、「識別」の定義として「ある人物の情報を別の人物の情報と区別できるように、具体的に誰に関する情報であるかは分からないが、他の情報と見分けることで誰か一人の情報であることは分かること。」とあり、これは「一人ひとり(一つひとつ)のデータを区別して扱う」の意味と思われる。一方、「ある情報が具体的に誰に関する情報であるかが分かること。」を「特定」と定義している。個人情報保護法2条一では特定の個人を「識別」することができるものを個人情報としているため、用語定義に混乱を招く可能性がある。「一人ひとり(一つひとつ)のデータを区別して扱う」事を表す用語を別の表現に変更すべきではないか？	「識別」という用語については、その定義が不明確とならないよう、2.において定義を明記させていただいております。
10	用語の定義	個人情報保護法における「個人を識別することができるもの」と、本ガイドブックのP.5に定義された「識別」とは区別しなければならぬと思いますが、同じ単語なのでわかりにくい。 そもそも、後者の「識別」に該当する箇所は少なく、P.14の「個人を識別し」を「特定の個人を識別することなく各個体を識別し」とし、屋外に向けたカメラでは「識別」を「検出」とすれば、P.5の「識別」の説明は必要なくなるのではないのでしょうか？ また、「個人を特定」は個人情報保護法の用語である「個人を識別」に統一すべきかと思えます。意味が通じにくければいくつか記述例がある「特定の個人を識別」でよいと思えます。	「識別」という用語については、その定義が不明確とならないよう、2.において定義を明記させていただいております。
11	用語の定義	5ページ図表1のNo.2用語の定義「運用実施主体」について、一般的にカメラ設置運用者と利用者は異なる場合が多いため、運用実施主体として統一するのはなく、設置運用主体および利用主体と区別すべき。	御意見を踏まえ、5ページ図表1のN02の定義を次のとおり修正いたします。 【修正前】 「カメラ画像及びカメラ画像から生成、抽出等される各種データの利用目的を定め、データの取得・利用・提供・管理を行う事業者。」 【修正後】 「カメラ画像及びカメラ画像から生成される各種データの利活用目的を定め、データ運用の責を負う事業者。」
12	用語の定義	「2. 用語の定義」の欄に事業者の定義が記述されていません。個人が自分が所有するスマートフォンやドローンやドライブレコーダなどに内蔵されたカメラで取得した画像を販売して利益を得ることも有り得ます。そのようなケースでの個人を事業者の定義の中に入れていのかどうかを明確化することが必要と思えます。	本ガイドブックは事業者によるカメラ画像の取得・利用が対象であり、個人による利活用は対象としておりません。
13	適用対象	P.6「3. ガイドブックの適用対象」 「本ガイドブックでは個人情報保護法等関係法令を遵守し、かつ、個人を特定する目的以外の目的でのカメラ画像の利活用を検討する事業者に活用されることを前提」とある。 本ガイドブックを通読した結果、以下の理解である。 「本ガイドブックでは個人情報保護法等関係法令を遵守し、かつ、個人を特定する目的以外の目的でのカメラ等による画像などの個人情報を取得することによってデータ利活用を検討する事業者に活用されることを前提」	本ガイドブックでは、「本ガイドブックでは個人情報保護法等関係法令を遵守し、かつ、個人を特定する目的以外の目的でのカメラ画像の利活用を検討する事業者に活用されることを前提」に議論が行われ、策定されたものです。適用ケース(4)のように、個人情報を含まないカメラ画像を取得し活用するケース(個人情報を取得しないケース)も想定しているため、誤解を生じないようにこのような記載としております。
14	適用対象	6ページ6項目「個人を特定する目的以外の目的でのカメラ画像の利活用を検討する事業者に活用されることを前提」としているについて、個人を特定する目的を対象とすると利活用範囲が著しく制限されるため、カメラ利用の実態に沿うよう個人特定もガイドブックの対象とすべきである。	本ガイドブックは、個人を特定する目的以外の目的でのカメラ画像の利活用を検討する事業者に活用されることを前提に、配慮事項を整理したものです。いただいた御意見は、今後ガイドブック改訂にあたって参考とさせていただきます。

15	適用対象	「3.1カメラの類型」というタイトルを「適用対象とするカメラ利活用の類型」とし、下記の区域を対象外にすることを明記すべきである。 ①工場やオフィス、危険区域など、事業者の関係者以外の立ち入りを禁じている空間 ②従業員や関係者以外の立ち入りが相応しくないと社会から広く認知されている空間 ③入場時に認証手段を設けて入場者を制限している空間でかつ準公共空間ではない空間 また、P7の「閉ざされた空間」「屋外に向けられた」という語と、P14の「プライベート空間」「パブリック空間」の語について、用語の統一もしくは関連付けを行うべきである。	「3.1カメラの類型」で示し5つに類型にあてはまらないものについては、一律記載しておりません。 また、御意見を踏まえ、7ページ及び21ページの「閉ざされた空間に」「屋外に向けられた」を次のとおり修正し、14ページの図表12と15ページの図表13に関連付けます。 【修正前】 「閉ざされた空間に」「屋外に向けられた」 【修正後】 「特定空間（店舗等）に」「公共空間に向けた」
16	適用対象	ガイドブック7ページの3.1(1)と3.1(2)と3.1(5)にあります「設置されたカメラ」の定義が不明確です。なぜならば、設置という用語の意味が不明確だからです。例えばスマートフォンのような携帯端末に内蔵のカメラは、携帯端末を充電器に差し込んでいる間は設置に該当するのかどうかという解釈上の問題が発生します。NHK受信料問題で携帯端末でのワンセグでの受信料問題で、「アンテナの設置」に携帯端末内蔵のアンテナが該当するのかどうか争われた問題と同種の問題の再燃の火種になります。たとえば、ドライブレコーダー内蔵のカメラは、ここで言う「設置されたカメラ」になるかどうかという具体的な問題がでてきます。なぜならば、車室は前記「閉ざされた空間」にも該当すると解釈できるためです。	本ガイドブックで対象とする「カメラ画像」は、社会実装された（一定の目的を持って設置されている）カメラのうち、個人の特定に繋がる可能性のある情報が撮影されているカメラで撮影されるものです。個別の事案に応じて、類型に該当するかどうか検討することが求められます。
17	適用対象	ガイドブック7ページの3.1(1)と3.1(2)にあります「閉ざされた空間」の定義が不明確です。なぜならば、完全に閉ざされた空間であるならば「入出」が無いはずですが、入出があるという前提で3.1(1)が記述されており、矛盾します。すなわち、「閉ざされた空間」ではなく、出入口が限定された空間と記述すべきだと考えます。	御意見を踏まえ、「閉ざされた空間」については「特定空間（店舗等）」に修正いたします。
18	適用対象	7及び20ページ(2)「空間内を移動する画像を取得し～」について、「空間内を人物が移動する画像を取得し～」に修正すべきである。	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。 ・7ページ及び21ページ(2) 【修正前】 「空間内を移動する画像を取得し、」 【修正後】 「空間内を人物等が行動する画像を取得し、」
19	適用対象	該当箇所：P.7(2)など「空間内を移動する画像」の表現について 意見内容：「生活者が空間内を移動する画像」とすべきである。 理由：主語がなく難解である。	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。 ・7ページ及び21ページ(2) 【修正前】 「空間内を移動する画像を取得し、」 【修正後】 「空間内を人物等が行動する画像を取得し、」
20	適用対象	ガイドブック第7ページの3.1(2)の「空間内を移動する画像」という記述は、意味不明です。画像が移動することはないと思います。たぶん、移動体を撮影して得た画像のことだと推測します。	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。 ・7ページ及び21ページ(2) 【修正前】 「空間内を移動する画像を取得し、」 【修正後】 「空間内を人物等が行動する画像を取得し、」
21	適用対象	ガイドブック第7ページの3.1(3)の「通行する物体を、人・車等を識別し、カウントした後、」は、日本語文法からみて、表現がおかしいと思います。	御意見を踏まえ、次のように修正いたします。 ・7ページ及び21ページ(3) 【修正前】 「通行する物体を、人・車等を識別し、カウントした後、」 【修正後】 「通行する人・車等を識別し、それぞれをの数を計測した後、」
22	適用対象	P.7の「個人を特定する目的以外の目的でデータを利活用する事業を適用対象としている」とは、元は「特定の個人を識別することなく各個人の識別を行うもの」という表現だったのでしょうか？現状では、これに続く「本ガイドブックの対象に含まれないもの」の説明になっていないかと思えます。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。 ・7ページ 【修正前】 「下記ケースについては、本ガイドブックの対象に含まれない。」 【修正後】 「下記ケースについては、本ガイドブックの対象に含まないこととする。」
23	適用対象	7ページで「これにあてはまらない類型については、別途検討が必要である。」と記載はあるものの、具体例として挙げた5つの類型すべてにおいて「撮影画像は速やかに破壊する」となっている為、5つの類型以外についても全てのカメラ画像に対して速やかに破壊することが配慮事項であるかのように解釈できてしまうと危惧します。 よって、取得したカメラ画像を保存する必要がある類型についてはガイドブックの適用から除外することを明記して欲しい。 本ガイドブックで謳われているプライバシー保護の観点から、配慮が必要な事項であることは理解するものの、速やかに破壊することや画質を低下させて保存することが生活者の利便性向上を目的としたサービス等の構築の阻害要因になりかねない、ということを考慮する必要があると考えます。	御指摘のとおり、あてはまらない類型については、別途検討が必要となります。このため、速やかに撮影画像を廃棄しない類型については、別途検討が必要となります。
24	適用対象	「カメラの類型」のユースケースにおいても、防犯目的であれば対策は対象外となるのでしょうか？ガイドの対象となるか否かにつき、簡易なチェックポイントがあれば整理いただきたい。	7ページに記載のとおり、防犯目的で取得されるカメラ画像の取扱いについては、本ガイドブックの対象外となっております。
25	適用対象	3.1項に記載の類型に当てはまらないケースとして、速やかな廃棄が難しいケースについては、別途検討が必要な課題として6項に記載してはどうか。	「6. 別途検討が必要な課題」の例示において、「特微量データを一定期間保存すること」「個人を特定するに至る情報を保存するケース」と、速やかな廃棄が難しいケースについても記載しております。
26	適用対象	3.1項(2)の動線データ取得において、特微量抽出も重要となります。座標軸に限定せず、各種特微量の抽出も含めた記載として頂きたい。	御意見を踏まえ、12ページの④動線データについては、座標値のみの動線パターン（個人情報としない考え方）と特微量データに紐付いた座標値の連続としての動線データ（個人情報とする考え方）の2パターンに分け記載いたします。また適用ケース(2)については前者（座標値のみの動線パターン）のケースであるため、その旨を記載いたします。
27	適用対象	11ページ④動線データについて、①座標値のみの動線データ（個人情報ではない）、②特定の個人の移動を示す動線データ（個人情報）の記載があるが、動線データが1パターンでのみ記載されており個人情報か否かが不明瞭となっているため、それらを明確に区分すべきである。図表8についても2パターンとして記載すべきである。 また適用ケース(2)においても、2種類の動線データごとに個人情報データベース等としての取り扱いが異なることから、明確に配慮事項を記載すべきと考える。	御意見を踏まえ、12ページの④動線データについては、座標値のみの動線パターン（個人情報としない考え方）と特微量データに紐付いた座標値の連続としての動線データ（個人情報とする考え方）の2パターンに分け記載いたします。また適用ケース(2)については前者（座標値のみの動線パターン）のケースであるため、その旨を記載いたします。
28	適用対象	13ページ「図表10 活用方法の分類」No.4と14ページ「図表12 本ガイドブックのスコープ」表4列目のインデックスについて、「別途保有する個人情報と紐づけ、マーケティング情報として利用」を「別途保有する会員情報等と紐づけ、マーケティング情報として利用」と変更すべき。「3.1カメラの類型」においては「カメラ画像から抽出した情報にIDを付し、事業者が別途保有する会員情報等と紐付けることによって個人を特定したサービスに活用するケース」は本ガイドブックの対象に含まれないとされており、ここでは「会員情報等」という記述をされている。対して図表10および図表12では「個人情報」となっている。	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。 ・14ページ「図表11 活用方法の分類」No.4の分類、15ページ「図表13本ガイドブックのスコープ」表4列目のインデックス 【修正前】 「別途保有する個人情報と紐づけ、マーケティング情報として利用」 【修正後】 「別途保有する会員情報等と紐づけ、マーケティング情報として利用」
29	適用対象	14ページ図表12では、ドライブレコーダーの類型は「人数のみカウント」としてカテゴリされている。しかしながら適用ケース(4)においても、風景画像から変化点を把握しているだけであり、人数カウントは行っていない。したがって図表12について、「人数カウントをしないカテゴリ」を新規に追加すべきと考える。	御意見を踏まえ、15ページ図表13の一番左の列に「特定の個人を識別せず、風景のみを利活用」というカテゴリを追加し、図表全体を修正いたします。
30	適用対象	10ページの②属性情報については、場合（サンプル数が少ない場合等）によって、個人を特定出来る情報なりうるので、その点についての注意が必要であると思われる。（カメラだけではなく統計等でもであるが、サンプル数が少ない場合は特別の処理が行われる必要があると考えられる。）	本ガイドブックは、「当該情報のみでは特定の個人を識別できない」もの（場合によって個人を特定できる情報になりえないもの）が前提となっております。

31	適用対象	11ページの③カウントデータについても同上。これによって生活パターン等が外部に漏れる可能性がある事には留意されるようにしていただきたい。 (女性の一人暮らしの生活情報が漏れるなど、怖いものである。) ④動線データについても同上。各種紐付けによって生活パターンや住所が漏れる様な場合は、個人情報となりうるものである。また、気球に付けたカメラで対象を追跡して取得した動線データなど、ただの座標(家からの外出座標等)についても個人情報となりうるので、留意されるようにしていただきたい。	本ガイドブックは、「当該情報のみでは特定の個人を識別できない」もの(場合によって個人を特定できる情報になりえないもの)が前提となっております。また、「4.1基本原則」において「リスク分析を実施すること」を記載しております。
32	配慮事項	16～18ページおよび24ページについて、データの「生成」、「抽出」、「処理」、「加工」といった用語が同じような意味で使われており、用語を明確に定義すべきである。	「生成」と「抽出」については、本ガイドブックでは使い分け記載しております。「処理」と「加工」については、御意見を踏まえ、基本的に「処理」に統一させていただきますが、「処理」の説明のため、一部「加工」の表現を用いております。
33	配慮事項	16ページ1行目「カメラ画像が、特定の個人の識別が可能な画像であれば、個人情報取得の取得は通常特段説明がなくカメラが設置されていれ、個人識別可能な画像が取得されていると認識するため、識別不可能な対策が取られたカメラであればそのことを明確にした設置表示が必要である。	39ページの適用ケース(4)において、被写体の顔が判別できない程度の解像度で撮影される場合にはその旨を通知する事例として、図表33及び35にて示されております。
34	配慮事項	■該当箇所 16ページ① c.の「従業員等に対する教育を実施すること。」について、教育を実施することは一つの手段であり生活者が納得できる説明を受けられる体制を構築することが目的であるため、「従業員等に対する教育を実施するなど、生活者が一貫した説明を受けられるような施策を実施する。」に記載を修正すべきである。	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。 ・17ページ「4.1基本原則」c. 【修正前】 「データの取扱いや利活用については、生活者が一貫した説明を受けられるよう、一元的な連絡先の設置と対応のみならず、カメラ設置場所周辺で勤務する従業員等に対する教育を実施すること。」 【修正後】 「データの取扱いや利活用については、一元的な連絡先の設置と対応のみならず、カメラ設置場所周辺で勤務する従業員等に対する教育を実施するなど、生活者が一貫した説明を受けられるような施策を実施すること。」
35	配慮事項	17ページ17行目の事前告知に「カメラ画像の利活用によって生活者に生じるメリット」を記載することについて、「道路拡幅」などがメリットとして例示されているが被写体がメリットとして実感するのは難しいため、メリットを無理に記述する必要性は低いと考える。	本ガイドブックは、個人情報保護法等関係法令を遵守する事業者が配慮すべき事項を整理したものです。事業者へ強制するものではありません。生活者と適切なコミュニケーションが期待されます。
36	配慮事項	23ページ3行目必要「特微量データを抽出した後、速やかに撮影画像を破棄」について、「速やかに」は具体性がない。外部から処理前データを取得できないことが必要。	「速やかに」については、サブワーキンググループにおいて議論が行われ、個別のケースごとの検討が必要なこと等を踏まえ、当該記載に至りました。外部からのデータ取得に対しては、必要があれば、安全管理措置で対応されることとなります。
37	配慮事項	事前告知のみではなく、撮像～撮像終了後に何等かの問題があった場合の問合せ対応について、原則が必要では？	「4.1基本原則」のb.において、苦情等に関する問い合わせ窓口の設置について記載しております。
38	配慮事項	「4.2 事前告知時の配慮」と「4.3 取得時の配慮」はそれぞれ独立的に実施するのではなく、連続的に実施されるべきものである。それが分かるように、18ページ⑤の冒頭を「カメラ画像の撮影及び利活用を開始する場合、前項の事前告知に引き続いて通知を行う必要がある。」と修正すべきである。	配慮事項は、利用の過程ごとに整理しております。事業によっては、事業者が連続的に実施する場合も排除されておられません。
39	配慮事項	適用ケースの「取扱い時の配慮」の対応例として、「画像の破棄 カメラ画像はシステムメモリ上で処理され、保存されることなく破棄する。」とある。ごく短時間とはいえず「保存」されているという見解も成立すると思われるが、システムメモリ上に一時的に格納され処理後に廃棄される当該形態は保存に当たらないという解釈でよいか？その要件はシステムメモリ上にあることなのか？「短時間である」のならばその閾値となる具体的時間は何か？保存に該当するケース及び該当しないケースの判断材料となる明確な基準を頂きたい。	御指摘いただいた「保存されることなく」とは、システムメモリ内もしくは別サーバー等へ継続的に蓄積されることなく破棄されるということを意味しております。
40	配慮事項	16ページのa.「各所における責任」が「セキュリティホール発生の際での連携した役割分担」にならないようにする事について、注意を行っていただきたいと考える。	今後の検討において参考とさせていただきます。
41	配慮事項	19ページ4.5⑤について、「適切な安全管理措置及びセキュリティ対策を行う」は冗長した記載となっているため、「適切な安全管理措置を講じる」に修正すべきである。	「安全管理措置」、「セキュリティ対策」ともに重要な用語であるため、両方記載されております。
42	配慮事項	23ページ3行目「特微量データ」について、人物属性(年齢・性別)を抽出するだけなら特微量を生成する必要はないのではないか。もし特微量を生成する必要がある場合、撮影画像だけでなく特微量も速やかな破棄が必要である。	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。 ・24ページ適用ケース(1) 【修正前】「特微量データを抽出した後、速やかに撮影画像を破棄するもの。」 【修正後】「特微量データを抽出し人物属性を推定した後、速やかに撮影画像と特微量データを破棄するもの。」
43	配慮事項	既設のカメラにより撮影、保存済みの画像データを新たな目的ではなく、そのまま利活用する場合について、どうするのが抜けている。個人情報になるものは、当該画像データに移り込んだ生活者から、改めて同意を取得するか、削除する等の規定を盛り込むことが必要と考えます。	18ページ②及び19ページ⑤の※において、過去に遡っての画像データ利活用の場合は改めて同意を取得する必要がある点に留意が必要であると記載されております。
44	配慮事項	「4. 配慮事項」全般について、事前告知および取得時における告知事項に安全管理措置についての告知を入れること、カメラ画像の取扱いと安全管理措置に関する従業員教育の徹底を追加すること。「4.5 管理時の配慮」においてカメラ画像の安全管理措置について記されているが、目的外利用の事象が生じることのないよう事業者には安全管理措置を徹底させることが必要であり、生活者の理解を求めめる上では必要不可欠である。またどのような安全管理措置が行われているか生活者が知ることができ、また不明点があれば問い合わせができるような体制を事業者は構築する必要があります。	個人情報保護法等関係法令の遵守により、事業者は、必要な安全管理措置が行われることが前提となっております。従業員等に対する教育、連絡先の設置については、「4.1基本原則」c、b)にそれぞれ記載されおられます。
45	配慮事項	P.12に「不十分な処理や復元加工を行うことによる「個人情報」となるケースも考えられ、実際の加工にあたっては個人の識別が技術的に困難であるよう十分な留意が必要である」との注意がありますが、P.19の注釈で「匿名加工情報は利用者の同意を得ず、第三者提供が可能である旨を定めているが、そのデータを個人特定に利用することは禁じられている」とあります。よって、復元加工についてはP.12の本文から削除し、「不十分な処理あるいはカメラと被写体との距離によっては「個人情報」となるケースも考えられ、実際の運用にあたっては十分な配慮が必要である」とし、注釈に「復元加工等を施すと施さないに関わらず、処理済データ(匿名加工情報)を提供された第三者が個人特定に利用することは改正個人情報保護法で禁じられている」と明記するのはいかがでしょうか？ 弊社はWEBカメラを用いて、予め用意した背景画像に現在の前景の輪郭線を上書きしてインターネットで配信するサービスを企画しています。ガイドブックに従いますと、弊社は復元加工の技術の進歩をウォッチするのみならず、100%復元できないこと(あるいは100%個人特定できないこと)を延々と証明し続けなければならない限り負担が大き過ぎます。ご検討の程よろしくお願いたします。	御指摘の12ページ「復元加工」については、他のデータと照合等することにより元の個人の識別が可能になる加工を意味している一般的な用語であります。
46	配慮事項	事前告知、取得時の配慮にて、物理的な方法、もしくは電子的な方法、あるいは、その両方を組み合わせた方法、とあるが、それが生活者の同意ではないことを盛り込んでください。	御指摘の各方法については、事前告知においては、生活者がその情報を得る機会が増すよう、また、取得時には、生活者が容易にその情報を得られるよう、事業者が具体的な方法等について決定する趣旨で記載されているものです。
47	配慮事項	事前告知については、撮影対象場所におけるものと、自社ホームページ等での恒常的なもの両方を行うことにすべきである。例えば商店の利用者は、行く前に必ずホームページを見るわけではないから、撮影対象場所に告知がなければわからないし、逆に、利用の事前または後日に撮影の有無や目的が知りたいたいのため、自社ホームページ等での掲載も必要である。	事業者は、生活者がその情報を得る機会が増すよう、具体的な告知内容・告知方法について決定することとされております。具体的には、「4.2事前告知の配慮」において、「具体的な告知内容・告知方法については、生活者がその情報を得る機会が増すよう、撮影対象場所や利活用目的等を総合的に考慮し、事業者が決定する」と記載されております。
48	配慮事項	撮像の事前告知が対象者に伝わらない可能性があること、撮像データの取り扱い(システム管理者)の利用方法が不透明になる可能性があること、等より、システム、および、システム管理者とデータ用途の第三者機関による認証等の配慮が必要なのは？	本ガイドブックは、事業者が、生活者とそのプライバシーを保護し、適切なコミュニケーションを図るにあたっての配慮事項を整理したものととなっております。御意見の第三者機関による認定等については、今後の検討において参考とさせていただきます。

49	配慮事項	「4.3 取得時の配慮」について、「撮影を回避する手段を設けること」を配慮事項として入れること。カメラ画像の利活用にあたって、撮影を回避する手段を提供することは、生活者への配慮に繋がりに必要な措置である。本文書はガイドラインであり、ベストプラクティスを提案する性質を持つものであるから、配慮事項のひとつとして撮影回避手段の導入について触れておくべきである。	本ガイドブックは、事業者が、生活者とそのプライバシーを保護し、適切なコミュニケーションを図るにあたっての配慮事項を整理したものとなっております。このため、適切なコミュニケーションの中で、撮影回避を指向する生活者が可能な対応を図れるよう、事前告知時の配慮として、事業者は、生活者がその情報を得る機会が増すよう、具体的な告知内容・告知方法について決定すること、取得時の配慮として、生活者が容易にその情報を得られるよう、具体的な通知方法・通知内容について決定することとされております。
50	配慮事項	P.18では「4.4 取扱い時の配慮 8 カメラ画像から利活用に必要なデータを生成または抽出等した後、元となるカメラ画像は速やかに破壊する」としながら、P.21で生のカメラ画像を保存し続ける防犯カメラとの併用を認めるのは矛盾していると思います。たとえ割合であろうとも、黎明期の現在においては消費者に不安を与えぬよう、監視カメラとの併用は認めるべきではないと考えます。現状の監視カメラの画像は閉じたシステムで管理されているからまだマシなのであって、クラウド化する今どきのカメラ画像利活用システムと繋がるのは消費者の不安をあおるのではないかと懸念いたします。「カメラ本体を目視しただけでは目的や利用範囲が想像・把握できないから消費者は不安だ」と指摘しながら、「あれもこれも全部やっていますと宣言すれば消費者の不安はなくなる」と考えるのはおかしいと思います。単機能だからこそ許されるということがあると思います。また、P.22の図13では目的ごとに2つのカメラが描かれていますが、SWGでの確認は1つのカメラで取得した画像データを2つのシステムで使い回す事例でした。この図はミスリードしていると思います。	本ガイドブックにおいては、「4.4 取扱い時の配慮」に記載があるように、元となるカメラ画像は速やかに破壊することとなっております。仮に防犯目的で取得した画像の中に、当該破壊した画像と同じ画像が保存されていたとしても、事業者は、個人情報保護法に基づく安全管理措置等を行っていることから、当該画像同士が紐づくことは困難であることが想定されます。23 ページ図表14については、既設の1台のカメラに目的を追加する場合について例示しているものであり、SWGで検討した適用ケースの事例ではありません。
51	配慮事項	4.5項 11の前段記載文「事前の明確な同意が取得できないことを考慮し」について、事前同意の有無に関係なく、適切な安全管理措置は必要であるため、削除してはどうか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。 ・20ページ⑩ 【修正前】 「事前の明確な同意が取得できないことを考慮し、カメラ画像の利活用に伴って生じるリスクの分析をあらかじめ行った上で、」 【修正後】 「カメラ画像の利活用に伴って生じるリスクの分析を、機器特有の事象（事前同意の取得が困難である等）を十分に鑑みて実施し、」
52	配慮事項	データベースの廃棄方法等について、復元不能であることを前提に一定の基準が必要なのでは？	本ガイドブックが想定するユースケースは、データベース化される前に個人情報情報が破壊されてしまうもののため、データベースの廃棄方法等については不要と考えております。データベース化される前の個人情報の破壊については、目的達成のために必要な範囲での保存を促す記載としているため、推奨する記載と検討目的達成後の不要な保存は抑制できると考えております。
53	配慮事項	データ用途によって、データ保管期間の上限を設定すべきでは？（個人情報であるため）	破壊までの保存期間については、数値的に基準を決められるものではなく、個別のケース毎の検討が必要のため、「速やかに」に記載を留めております。目的達成のために必要な範囲での保存を促す記載としているため、推奨する記載と検討目的達成後の不要な保存は抑制できると考えております。また外部からのデータ取得に対しては、適切な安全管理措置を施すことで対応されるべき内容と考えております。
54	適用ケース	該当箇所：P.23 3行目など 特微量データを抽出した後、速やかに撮影画像を破壊 意見内容：・特微量データの取得は前提に反するのではないか 理由：特微量データは改正個人情報保護法では個人情報である。	本ガイドブックでは、「個人を特定する目的以外の目的でのカメラ画像の利活用」を前提としております。特微量を抽出し人物属性の推定等に活用している適用ケースも示しておりますが、個人を特定する目的での利用ではありません。
55	適用ケース	23ページについて、下記内容を訂正すべきである。 (1) 適用ケース(1) 「特微量データを抽出した後、速やかに撮影画像を破壊するもの。」は「特微量データを抽出して人物属性を推定した後、速やかに撮影画像と特微量データを破壊するもの。」に修正 (2) 【カメラ画像の取得目的】 「レジ到達人数を予測する。」は「レジ到達人数やレジ混雑状況を予測する。」に修正 (3) 図表15【取得】 「来店時に撮影される～」は「来店時やレジ待ち時に撮影される～」に修正 (4) 図表15【保存】 「※レジ混雑予測データとして保存される」は、個人情報データベース等に保存すると誤解される可能性があり削除	(3) 24ページ図表16【取得】については、適用ケースではレジ待ち時に撮影しておりません。(1)(2)(4)については、御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。 ・(1) 24ページ適用ケース(1) 【修正前】 「特微量データを抽出した後、速やかに撮影画像を破壊するもの。」 【修正後】 「特微量データを抽出し人物属性を推定した後、速やかに撮影画像と特微量データを破壊するもの。」 ・(2) 24ページ【カメラ画像の取得目的】 【修正前】 「レジ到達人数を予測する。」 【修正後】 「レジ到達人数やレジ混雑状況を予測する。」 ・(4) 24ページ図表16【保存】 【修正前】 「※レジ混雑予測データとして保存される」 【修正後】 「※人物属性から生成するレジ混雑予測データは個人情報ではないため、保存して活用する」
56	適用ケース	25及び27ページの「商品棚の欠品」について、この適用ケースにおいては商品棚の欠品は予測できないため(P25)、また欠品が発生しそうな商品棚の予測も行っていないため(P27)、削除すべきである。	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。 ・26ページ図表18 【修正前】「レジの混雑度や商品棚の欠品などを予測することで、」 【修正後】「レジの混雑度を予測することで、」
57	適用ケース	25ページ図表17について「なお、データは当社のみで利用し～」は、24ページ⑩に対応するもので、なお、データは当社グループのみで利用し～」に修正すべきである。	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。 ・26ページ図表18 【修正前】 「なお、データは当社のみで利用し、」 【修正後】 「なお、データは当社グループのみで利用し、」
58	適用ケース	P.25の図表17では「店舗内カメラの映像は」の主語に対して「廃棄されます」という最終処理の述語がありません。	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。 ・26ページ図表18 【修正前】 「また、変換したデータは分析完了後、直ちに破壊します。」 【修正後】 カメラの映像は特徴を表すデータを抽出後に、特徴を示すデータは性別等の推定後に、それぞれ破壊しますので、」
59	適用ケース	25～27ページの図表における【取得】【推定】の記載内容は、画像データの「取得プロセス」、特微量データを生成している「加工プロセス」、予測している「推定プロセス」を明確に区分するため、下記内容とすべきである。 【取得】お客様の顔が含まれる画像 【加工】顔画像から生成する特微量データ 【推定】来店者人数、性別、年齢、またこれらを元にした混雑度予測	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。 ・26ページ図表18、27ページ図表19、28ページ図表20 【修正前】 【取得】お客様の顔画像、そこから抽出する特微量データ、来店者人数 【推定】特微量データから性別、年齢の推定属性、来店者人数と推定属性を元に混雑や欠品を予測 【修正後】 【取得】お客様の顔を含む全身画像 【加工】顔を含む全身画像から生成するお客様の特徴を示すデータ 【推定】来店者人数、性別、年代 【予測】レジ混雑度

60	適用ケース	28～29ページについて、適用ケース(2)では、動線データ等を取得した後特微量データは削除され、個人情報等は保存しない事例である。また動線データと棚前行動データ自体も、個人情報でないものとして取り扱うものであり、下記内容を訂正すべきである。 (1) P28【加工】個人情報 ②動線データ、③棚前行動データは削除 (2) P29 ⑩加工データの保存 「保存される個人情報～」は削除	適用ケース(2)については、動線データ生成にあたって個人情報は保存されず都度破棄されています。また、動線データと棚前行動データ自体は個人情報に当たらないため、以下のとおり修正いたします。 ・29ページ図表21【加工】【個人情報】 【修正前】 ①顔画像から生成される特微量データ ②動線データ ③棚前行動データ 【修正後】 ①顔を含む全身データから生成される特微量データ ③特微量データに紐づく座標値 ※座標値を取得した時点で特微量データを破棄するため、座標値の連続として生成する導線データには個人情報を含まない ・30ページ図表22 【修正前】 ⑩加工データの保存 「保存される個人情報(動線データ)が、個人の特定には至らない旨を明記した。」 【修正後】 ⑩処理データの保存 「個人の特定には至らない動線データを保存する。」
61	適用ケース	30ページ図表22「店内の映像をもとに、お客様の状況を」について、具体的な元データや関連情報を記載し「位置情報をもとに、移動・滞留の状況を」に修正すべきである。	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。 ・31ページ図表23 【修正前】 「店内の映像をもとに、特定できないお客様の店内での移動状況を推定しているデータとなります。」 【修正後】 「店舗内カメラの映像は保存せず、即時にお客様の特徴を示すデータを抽出し、お客様の店舗内での位置や棚前での行動を座標値として取得します。この座標値から、お客様の店舗内での移動・滞留状況および棚から手に取られた商品の分析を行います。」
62	適用ケース	■該当箇所 30～32ページの図表における【取得】【推定】の記載内容は、画像データの「取得プロセス」、特微量データを生成している「加工プロセス」、予測している「推定プロセス」を明確に区分するため、下記内容とすべきである。 【取得】お客様の顔全身が含まれる画像 【加工】顔全身画像から生成される特微量データ 【推定】滞留状況、移動経路	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。 ・31ページ図表23、32ページ図表24、33ページ図表25 【修正前】 【取得】お客様の顔画像、そこから抽出する特微量データ、来店者人数 【推定】滞留状況、流れ、性別、年齢、お客様がお持ちのカート内商品 【修正後】 【取得】お客様の顔を含む全身画像 【加工】顔を含む全身画像から生成されるお客様の特徴を示すデータ 【推定】性別、年代 【分析】店舗内での移動・滞留状況、お客様が手に取られた商品
63	適用ケース	適用ケースの通知文面例に関して、必要事項が確実に盛り込まれ、かつ利用者が理解しやすい記載例とすべきではないか。例えば41ページ図表 33 タクシー事業者：タクシー車両での掲示について、以下の問題点が考えられる。 (1)取得している主体者が誰かがわからない(法的要件が満たされていない) (2)何の目的で取得しているのかが不明(法的要件を満たさない) (3)「詳細はWebへ」との記載は、通行人がこれを見てもその場で瞬時に判断できないため、実効性を欠く	43ページ図表35において、「〇〇交通」と主体者、「地図会社XXへ提供する」ことで、よりリアルタイムに近い地図データの更新および地図情報の配信に貢献します」と取得の目的が記載されております。また42ページ図表34において、「詳細はWebへ」と記載があることにより、生活者が図表35の情報をより容易に得られることが期待されます。「4. 3取得時の配慮」にあるとおり、具体的な通知方法・通知内容については、生活者が容易にその情報を得られるよう、撮影場所や利活用目的等を総合的に考慮し、事業者が決定するものです。
64	適用ケース	多言語化の対象として「英語」「中国語」「韓国語」を挙げている。例示の基準をご教示願いたい。来日外国人観光客の国別の多寡か。もしくは世界の母語人口の多寡で決める場合、スペイン語等の方がより適切ではないのか	御意見にある英語、中国語、韓国語以外に、適用ケース(5)の45ページ図表37において、事前告知時の配慮及び取得時の配慮における多言語化の対応例として、「現時点では対応していない」ことが記載されております。多言語化の内容については、事業者が、生活者が、事前告知時においては、その情報を得る機会が増すよう、また、取得時においては、生活者が容易にその情報を得られるよう、決定するものとされております。
65	別途検討課題	「6. 別途検討が必要な課題」について、本項目を「3. ガイドブックの適用対象」へ移動すべき。現状の本ガイドブック内で取り扱われるカメラ画像の利活用のスコープは限定的なケースである。ついては、本ガイドブックのスコープの範囲、そして作成にあたって議論されていない部分については、今後の検討事項も含めて冒頭一箇所にとまどめて明示し、ミスリーディングを防ぐべきである。	別途検討が必要な課題については、その重要性から、「3. ガイドブックの適用対象」の一部と位置づけるのではなく、章として取り上げております。
66	別途検討課題	「6. 別途検討が必要な課題」では、オプトアウトに関する記載が先送りとなっているが、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」へのパブコメでは、顔認証に関するコメントが8件あり、誤登録や誤認識の問題があるようである。開示・訂正・削除・利用停止について、明記すべきと考える(対応できない場合はその旨)。	「6. 別途検討が必要な課題」において、オプトアウトは今後の継続課題としており、オプトアウトは対象外となっております。
67	別途検討課題	弊社顧客である小売業からロイヤルカスタマーを知りたいとのニーズがあり、レポート分析について検討したい。	「6. 別途検討が必要な課題」において、レポート分析は今後の継続課題としております。
68	別途検討課題	○6項(48ページ) ・項目6に記載されていますが、個人特定はしないがリピーター把握可能な映像情報に関しての検討をお願いしたい。	「6. 別途検討が必要な課題」において、レポート分析は今後の継続課題としております。
69	その他	このガイドブックの適用対象について、前提では「個人情報保護法等関係法令を遵守し、個人を特定する目的以外の目的でのカメラ画像の利活用を検討する事業者。※ 防犯目的で取得されるカメラ画像の取扱いは対象外」となっています。しかし最近では、防犯目的で取得されたカメラ画像・映像が、週刊誌や新聞、テレビで報道のために売られる、商業利用されるケースがあります。防犯カメラで撮影された画像・映像が防犯目的に使われるか商用目的に使われるかは、撮影する側の人間・企業・組織などのモラルによって、いかようにもなることなので、「防犯目的で取得されるカメラ画像の取扱いは対象外」とするべきではないと思います。カメラ画像を取得・取り扱う全ての事業者の業界・業態に応じた利活用ルールを設定すべきであると考えます。	本ガイドブックは、防犯目的で取得されるカメラ画像の取扱いについては対象外としております。
70	その他	ガイドラインを覗きましたが、防犯に対してのガイドラインが設定されていません。お客様の動線や購入履歴、滞在時間などだけではなく防犯対策として顔の画像を撮っているということは一番大事な部分なのではないでしょうか？これによって防犯への抑止力になるのではありませんか？ガイドラインには防犯も入れて頂けたらと思います。それと企業がどこまでこのガイドラインを守ってくれるのかが曖昧です。第三者機関などの立ち入りで個人情報の取り扱いがきちんとされているかどうかの監視もするべきではないでしょうか？そのあたりを検討していただけないでしょうか。それを第三者機関によってきちんと公表していくことも望みます。防犯関係の万引き犯として登録したものは確実性のない「かもしれない」というものも含まれていると思います。こうしたものをいつまでも使われ続けるのはその人の人生を壊しかねません。かもしれないということは確定事項ではないのでこれもきちんと期限を決めて確実に削除できるように削除をするときは第三者機関の立会いの下に行われるようにすることを望みます。	本ガイドブックは、防犯目的で取得されるカメラ画像の取扱いについては対象外としております。